

大気測定局・大気環境測定車維持管理運行業務委託に関する一般競争入札公告

大気測定局・大気環境測定車維持管理運行業務委託について、一般競争入札を行うので、岐阜県会計規則（昭和32年岐阜県規則第19号。以下「規則」という。）第127条第1項の規定により公告する。

平成29年3月6日

岐阜県知事 古田 肇

1 一般競争入札に付する事項

(1) 委託業務名称

大気測定局・大気環境測定車維持管理運行業務委託

(2) 委託業務の概要

大気汚染防止法第20条及び第22条に基づく大気環境の監視に活用している大気測定局及び大気測定車（あおぞら）に係る下記の業務を委託する。

- ・大気測定局及び臨時測定局（御嶽山噴火対応）の維持管理業務
- ・大気環境測定車「あおぞら」の維持管理運行業務

(3) 履行期間

平成29年4月1日から平成30年3月31日まで

(4) 履行場所

本件業務を実施する上で必要な場所

2 入札参加者の資格に関する事項

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 岐阜県入札参加資格者名簿（建設工事以外）に登載されている者であること。
- (3) 岐阜県から、「岐阜県製造の請負、物件の買入れ、その他の契約に係る入札参加資格停止措置要領」に基づく入札参加資格停止措置又は「岐阜県が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱」に基づく入札参加資格停止措置を、競争入札参加資格確認申請期限日から入札の日までの期間内に受けていないこと、又は同要綱別表に掲げる措置要件に該当しないこと。
- (4) 岐阜県内に事業所がある又は、測定機の不具合発生時、8時間以内に初動対応できる体制であること。
- (5) 過去5年以内に国又は地方自治体において大気測定局・大気環境測定車維持管理運行業務委託と同種の維持管理業務を受託し、適正に業務を遂行した実績を有していること。
- (6) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく産業廃棄物（廃酸）の収集運搬に係る岐阜県知事の許可を受けていること。

3 入札手続等に関する事項

(1) 担当部局

〒500-8570 岐阜市藪田南2丁目1番1号
岐阜県環境生活部環境管理課大気環境係
電話058-272-1111（内線2831）

(2) 入札説明書及び委託業務に必要な書類（仕様書等）の交付期間及び交付場所

ア 交付期間

平成29年3月6日（月）から平成29年3月10日（金）までの毎日（県の機関の休日を除く。）午前9時から午後5時まで（3月6日（月）のみ、午前11時から午後5時まで）

イ 交付場所

3の(1)に同じ。

(3) 競争入札参加資格の確認

ア 入札参加希望者は、下記期限までに別に定める競争入札参加資格確認申請書を3の(1)まで提出し、競争入札参加資格の確認を受けなければならない。

イ 提出期限 平成29年3月17日（金）午後3時

期限までに競争入札参加資格確認申請書を提出しない者又は競争入札参加資格がないと認められた者は、入札に参加することができない。

ウ 競争入札参加資格の確認結果は、平成29年3月23日（木）までに通知する。

(4) 入札の日時及び場所

ア 日 時 平成29年3月27日（月）午後1時15分

イ 場 所 岐阜市藪田南2丁目1番地1号 岐阜県庁6階 環境生活部会議室

(5) 開札の日時及び場所

入札終了後直ちに3の(4)のイの場所において行う。

(6) 契約条項を示す場所

3の(1)に同じ。

(7) 入札方法等に関する事項

ア 入札方法

入札は、本人又はその代理人が行うこととする。ただし、代理人が入札する場合には、入札前に委任状を提出するものとする。

また、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額（以下「入札書記載金額」という。）の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

イ 入札保証金及び契約保証金

岐阜県会計規則第113条及び第114条による。

ウ 落札者の決定方法

落札者は、規則第111条の規定により定めた予定価格に108分の100を乗じて得た額の範囲内で、最低の入札書記載金額をもって入札した者とする。

なお、落札者がいないときは、直ちに再度の入札を行うものとする。

エ 入札の無効

本公告に示した入札に参加する資格のない者及び競争入札参加資格確認において虚偽の申請を行った者のした入札並びに規則第130条各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

オ 入札又は開札の中止

天災その他やむを得ない理由により、入札又は開札を行うことができないときは、これを中止する。入札又は開札の中止による損害は、入札者の負担とする。

カ 落札の無効

落札者が、落札決定の通知を受けた日から原則として1週間以内に契約を締結しないときは、その落札は、無効とする。

4 その他

(1) 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 郵便又は電報による入札は、認めない。

(4) 談合情報があった場合は、談合の事実の有無にかかわらず、そのすべてを公表することがある。

(5) 談合情報どおりの開札結果となった場合は、談合の事実の有無にかかわらず、契約の締結をしないことがある。なお、この場合、原則として改めて公告をし、入札を行うものとする。

(6) 入札等に関する質疑がある場合は、平成29年3月13日（月）午後1時まで、書面により3の(1)まで提出するものとする。

(7) 詳細は、入札説明書による。

(8) 落札者及び落札者である共同企業体の構成員が、岐阜県から、「岐阜県が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱」に基づく入札参加資格停止措置を、入札の日から本契約締結の日までの期間内に受けたときは、当該落札者と契約を締結しないものとする。

また、契約後に同要綱に基づく入札参加資格停止措置を受けた場合は、原則、契約を解除する。

(9) 平成29年度予算の議決が得られなかった場合には、入札の執行を取りやめることがある。